

かゑらじと かねて思へハ 梓弓
なき数に入る 名をぞとどむる
四條畷に散った若き武将、楠正行

楠正行通信 第49号

平成29年6月13日

発行＝四條畷楠正行の会

〒575-0021 四條畷市南野5丁目2番16号

四條畷市立教育文化センター内 072-878-0020

大和武士を支配した興福寺と春日社

興福寺別当による大和国検断権の行使

複雑な支配構造

大和武士、越智氏を理解するうえで、大和における春日社と興福寺の関係を抜きに考えることはできない。

奈良県史 11「大和武士」(名著出版)から、興福寺の大和国支配や南北朝期の対立抗争と大和国人衆等を繙いてみよう。

春日社と興福寺の関係

平安時代、藤原氏の勢力が台頭してくると、春日社は藤原氏の氏社から国家崇拝の大社として扱われるようになる。

同時に、神仏習合が進み、興福寺が春日社の祭祀と関係する余地が生まれ、その第一歩は、春日社頭で行われる法花八講会(ほっけはっこうえ:法華経8巻を8口座に分けて、日に朝・夕2座講じて、4日間で完了する法会)であった。

そして保延元年(1135)、若宮社殿が創立される。

保延2年には、若宮祭礼がおこなわれた。

そして、保延3年の「大乘院日記目録」には、興福寺執行の下に同寺大衆が参加する形で若宮祭礼が盛大に行われた事が記されており、この過程は興福寺の春日社支配確立への道とみなすことができ、大和を神の国として支配する体制が整ったものとみなされる。

つまり、興福寺の大和国司としての支配を強化する体制が整ったものと考えられ、これは祭政一致の支配といえよう。

若宮例祭の流鏝馬勤仕

若宮祭礼における流鏝馬勤仕についてみてみよう。

流鏝馬=やぶさめとは、疾走する馬上からの矢(かぶらや)を射る、日本の伝統的な騎射の技術・稽古・儀式的のことを言う。馬を馳せながら矢を射ることから、「矢馳せ馬(やばせうま)」と呼ばれ、時代が下るにつ

れて「やぶさめ」と呼ばれるようになったといわれる。鎌倉時代末期に見られる流鏝馬勤仕は、南北朝から室町にかけて、党を組織し、六党が流鏝馬を勤める状況がうかがえる。

永川、長谷川、平田の3党は隔年に、葛上、乾脇の両党は5年に一度、散在党は毎年勤めたことが知られる。そして、この中から二党ずつが毎年、春日若宮祭礼の流鏝馬願主人を勤司、若宮祭礼の信仰を図った。

一条院方衆徒の筒井氏は乾脇党の盟主、一条院方国民の越智氏は散在党の盟主、大乘院方衆徒の古市氏(党は未詳)、大乘院方国民の十市氏は長谷川党の盟主として、それぞれ頭角を現したようだ。

● 興福寺の大和国内検断権の行使 ●

検断権=中世の日本においては警察・治安維持・刑事裁判に関わる行為・権限・職務を総称した語
文治元年1185 源頼朝は、国ごとに守護を置いたが、大和の国には設置しなかった。

しかし、内々に沙汰があったようで、同年、興福寺には国司の上に重ねて守護職が付けられたようである。

守護は、一般には一国の軍事・警察権の行使を行ったが、興福寺の場合は、軍事、つまり、幕府のもとにあって合戦等に参加する責任はなかった。大和一国内での非違の検断権と相論の裁判権の行使が興福寺にあったものとみなされる。そして、国司・守護の両権は、興福寺別当にあったものとみなされる。

● 「貴種」の入寺 ●

貴種=摂政・関白らの息男

白河天皇(1074~1086)の頃から、氏寺興福寺へ「貴種」が僧侶として入るようになった。

このことは、それまでの受領(国司)等の子息に代わって、貴種が門主(一条院・大乘院等)、ついで別当となり、摂関家と興福寺の一体化を実現し、新興受領層を基

盤として摂関家と対立する後三条天皇（1069～1073）・白河天皇・同院による興福寺の支配を排除しようとする体制であったと考えられる。

承保元年（1074）、元関白の藤原頼通が没した後、覚信が興福寺に入寺する。

覚信は、頼通の長男、時の左大臣であった師実の6男である。

この覚信は、康和2年（1100）、36歳の若さで興福寺別当に任じられている。

例会で出た質問・疑問

<問>

外従五位下という位階はあったのか？

国史大辞典には、越智氏（おちうじ）の説明の中で、「延暦2年（783）、・・・外従五位下に叙せられたことが見え、・・・」とあるが、このような位階が実際にあったのかどうか問題となった。

これもまた同じく国史大辞典に見てみると、以下の通り、説明があり、7世紀「日本書紀」に初見があり、室町時代まで機能していた、とある。

<答>

本音と建前の使い分けか

げい 外位

律令位階制の中の傍系的な一列。が、いいとも読む。

外位の機能が活用され、百濟からの渡来貴族の有労者や卑門出自の壬申の功臣を対象に、構造的に大宝律令の三位に対応する外紫位、同じく四・五位に対応する外錦位が、追贈の形で出現したのは、天武朝での格制的な処置であったと推測できる。

天武朝の内・外位を分かつ基準は、出自・族姓の尊卑であったが、この外位の機能・性格は新羅の外位制に類似していた。

そして天武朝の外位制は官人制の再編成の中にいったん解消されたが、大宝元年（701）の大宝令位階制に再登場する。

この時、外正五位上から外少初位下までの二十階が規定され、郡司、軍毅、国博士・医師、帳内・資人や蝦夷らを授与の対象とした。

法の建前からは、内・外位の区分は官職の段階・種類によると云わざるを得ないが、この裏には、実質的な出自的条件と中央貴族層の地方豪族への優越性確認という意図を見逃すことはできない。

例えば、中央官人が五位に昇叙するとき、各氏の族姓・門地による階層差を明確にする機能を果たした。すなわち、諸氏は、①正六位上以下から従五位下に昇叙するごく少数の内階コース氏、②氏の内部に両コースを含む

2,3の内・外両階コース氏、③正六位上以下から外従五位下に進む大多数の外階コース氏、に大別された。

この内・外階制は、基本線として、室町時代まで残り続けた。

<問>

国民という言葉は使われていたのか？

次に、大和の国国民越智氏というのが、この時代に「国民」という言葉は使われていたのか否かが問題となった。

結論から言えば、大和武士特有の呼称として、鎌倉末期から、南北朝期、室町、戦国時代、織豊期頃まで使われていたということである。

<答>

鎌倉中期以降、国民という身分称が成立

しゅと・こくみん 衆徒・国民

奈良興福寺被官の中世大和武士。いわゆる南都の僧兵を構成した。

衆徒は興福寺僧徒で法体、国民は興福寺と一体化した春日社の白人神人で俗体であったのが特徴である。

衆徒は一山の僧侶の汎称であり、国民は国領民（公民）の総称であったが、鎌倉時代中期から興福寺被官の武士に衆徒・国民の身分称が成立した。

南北朝期から室町時代、こくじん（国人）と呼ばれ活躍する在地性の強い領主層（国衆ともいわれる）は、各地で悪党状況を止揚して国人領主制を展開するようになるが、大和の国では、同様に領主的地位を確保するため地域連盟の党（六党）を結成する。これが、筒井氏の乾脇党であり、越智氏の散在党である。そして、春日社の若宮例祭の流鏝馬勤仕を通じて勢力を誇示した。

永禄2年（1559）、三好長慶の家臣の松永久秀が大和守護に任じられて入国すると、筒井順慶が追われ、国衆らも屈従あるいは浪人したので、興福寺は大和守護職を失い、衆徒・国民の制も消滅した。

が、この時松永久秀は国衆らの所領を没収するに至らず、筒井順慶も依然官符衆徒を称し、衆徒・国民の制が以前存続していたともいえる。

天正13年（1585）に至り、豊臣秀吉は筒井氏を伊賀に遷し、国衆らの帰農あるいは国外退去を厳命したため、衆徒・国民の制は名実ともに廃滅した。

（注）神人（じにん）とは・・・

神社の下級神職あるいは寄人のことで、じんにとともいう。

春日社には本社神人（三方神人）、散在神人、白人神人の別がある。また、黄衣神人と白人神人の称もあるが、この違いは、黄衣神人は春日社（政所）が補任し、白人神人は興福寺が任用したことになむらしい。

（文責「四條畷補正行の会」代表 扇谷昭）